

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する技能講習開催日程について

1 技能講習の対象者

猟銃(ライフル銃・ライフル銃以外の猟銃)を所持している方で、追加の所持の許可及び所持許可の更新を受けようとする場合には、有効な技能講習修了証明書(許可又は更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していないもの)が必要となります。

技能講習が必要であるかについては、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に問い合わせてください。

2 持参する物

- ・ 手数料 14,000円(徳島県収入証紙を購入してください。)
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証

※ 技能講習には講習用の実包が必要となります。

講習用実包を所持していない場合には、猟銃用火薬類等譲受許可申請(手数料2,400円(徳島県収入証紙)が必要)で購入する場合のほか無許可譲受票により購入できます。

3 技能講習実施射撃場

(1) 県内

- | | | |
|-----|-------|--|
| ア | 射撃場 | 徳島市入田町内ノ御田348番地1
徳島市ライフル射撃場 |
| | 実施銃種 | ライフル銃(小口径) |
| | 射撃の方法 | 小口径ライフル射撃 |
| イ | 射撃場 | 徳島市一宮町西丁869番地5
一宮射撃場 |
| (ア) | 実施銃種 | ライフル銃(大口径)
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃(ハーフライフル銃) |
| | 射撃の方法 | 大口径ライフル射撃 |
| (イ) | 実施銃種 | ライフル銃以外の猟銃 |
| | 射撃の方法 | トラップ射撃、スキート射撃、フィールドトラップ射撃
フィールドスキート射撃 |
| ウ | 射撃場 | 徳島市大原町於庄谷12番地
大神子射撃場 |
| | 実施銃種 | ライフル銃以外の猟銃 |
| | 射撃の方法 | スキート射撃 |

(2) 県外

- ア 射撃場 愛媛県四国中央市金生町山田井乙537番地18
四国中央射撃場
- (ア) 実施銃種 ライフル銃（大口徑）
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃（ハーフライフル銃）
射撃の方法 大口徑ライフル射撃
- (イ) 実施銃種 ライフル銃以外の猟銃
射撃の方法 トラップ射撃、スキート射撃、フィールドトラップ射撃
フィールドスキート射撃
- イ 射撃場 香川県高松市国分寺新名2215番地5
高松国際射撃場
- 実施銃種 トラップ射撃、スキート射撃、フィールドトラップ射撃
射撃の方法 フィールドスキート射撃

4 技能講習実施日程

別紙「令和6年度技能講習開催日程 PDF」のとおり

※ 講習は上記日程で実施することにしてはいますが、都合により変更する場合があります。

事前に住所地を管轄する警察署の生活安全課及び刑事生活安全課に確認をしてください。